

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

本市では、学校施設等長寿命化計画を策定し、財政的に持続可能な範囲で、実施計画に基づき施設整備を行っていく方針としており、その中で、トイレに関しても計画的に改修を進め、環境衛生の向上を図ることとしている。本市の学校トイレの洋式化率は、長寿命化計画策定時点で53.0%となっており、2035年度までの目標値を90%以上とし整備を進めていきたい。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

老朽化した垣生学校給食共同調理場とたちばな学校給食共同調理場を統合し、(仮称)新垣生学校給食共同調理場をドライシステムにより新築する。これにより、安心・安全な学校給食を引き続き提供できる体制を構築する。

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

学校等		学校等
小学校		59 校
中学校		29 校
義務教育学校		0 校
中等教育学校(前期課程)		0 校
特別支援学校(小学部及び中学部)		0 校
幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む)		5 園
幼保連携型認定こども園		0 園
高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む)		0 校
教員及び職員のための住宅		0 戸
学校給食施設	単独校調理場	0 箇所
	共同調理場	17 箇所
スポーツ施設	学校水泳プール	79 箇所
	学校武道場	25 箇所
	社会体育施設	32 箇所

(2) 整備に関する計画の策定状況

計画名	策定の有無	策定年月日
個別施設計画 ^{※1}	有り	学校給食施設:平成29年3月 学校施設:令和2年3月
国土強靱化地域計画 ^{※2}	有り	令和2年8月

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

<p>計画期間終了後に、様式3に記載した各事項の達成状況を把握し、公表方法の検討を含めて事後評価を行う。</p>
--

